2022年1月5日

## 「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

秋田信用金庫(理事長 菅原 浩)は、長期間ご利用のない預金口座が特殊詐欺などの犯罪に不正利用されることによる被害を未然に防止するため、2022年4月1日(金)より「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただくことといたしました。

本手数料は、口座の不正利用防止の観点から当該口座のご利用の再開をお願いするとともに、今後ご利用の予定がない口座について未利用の状態となった口座の管理に必要な最低限のコストをご負担いただくものです。

なお、普段からの入出金や口座振替等でご利用いただいている口座が対象となることはございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

## 1. 未利用口座管理手数料の概要

実施日	2022年4月1日(金)
対象預金の種類	普通預金口座(無利息型普通預金を含みます。)および貯蓄預金口座
	※総合口座、通帳レス口座も対象となります。
未利用口座となる口座	2022年4月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し(当該口座のお利息の
	入金、本件手数料の引落しを除きます。)から2年以上、一度もお預入れまた
	は払戻しのご利用がない口座
	※2022年4月1日(金)より前に開設された口座も対象となります。
	※紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座も対象となります。
対象外となる口座	・口座の残高が10,000円以上の場合
	・同一お取引店舗で借入がある場合(カードローン契約を含みます。)
	・同一お取引店舗で預かり金融資産(定期性預金、国債等)がある場合
未利用期間の 算定開始となる基準日	・2022年4月1日以降に開設された口座⇒「最終ご利用日」
	・2022年4月1日より前に開設された口座⇒「2022年4月1日」または
	「最終ご利用日」のいずれか遅い方
手数料金額	年間1, 320円(消費税込)
	・お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合は、事前に文
	書にてお届けのご住所に「ご案内」を郵送させていただきます。なお、「ご案
未利用口座	内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達した
ご案内方法	ものとみなします。
	・ご案内後、一定期間(約3ヶ月)経過後もご利用またはご解約等のお手続き
	がない場合に、本手数料金額を対象口座から引き落としいたします。
未利用口座	・対象口座の残高が本手数料金額に満たない場合は、口座残高全額を引き
自動解約の取扱い	落とししたうえで、同口座を自動的に解約させていただきます。

## **News Release**

## 2. その他

- (1)本手数料の不足分をお客様にご請求させていただくことはありません。
- (2)ご負担いただいた本手数料の返却および解約となった口座(キャッシュカードを含みます。) の再利用はできませんので、あらかじめご了承願います。
- (3)本実施にともなう預金規定の改定につきましては、別途お知らせいたします。
- ※ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以上